

社会保障・税番号制度の円滑導入のための地方自治体支援等に関する提言

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 番号制度導入及び運用に係る経費については、番号カードの作成・交付やクラウドへの移行等も含め、原則として全額を国において適切に措置すること。
特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じること。
2. 番号制度の導入を円滑に進めることができるよう、早急な情報提供や都市自治体との十分な協議・調整等を行うとともに、国民への周知徹底等を図ること。
また、休日開庁等におけるシステムの対応について検討すること。
3. 個人番号カードの普及促進のため、申請・交付手続きの簡素化、多目的利用等について、必要な措置を講じること。
4. 番号制度については、ICT政策と一体的に推進するとともに、府省庁の枠組みを超えた社会基盤システムとして整備すること。
5. 番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることから、国民に正確な情報を提供しながら、利用範囲の拡大や個人情報保護のあり方について検討を行うこと。
6. DV被害者やストーカー被害者等を配慮した対策を講じること。
また、民間事業者における特定個人情報の適切な取り扱いについて、国による周知徹底を図ること。